

平成 31 年第 3 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 31 年 3 月 25 日（月）午後 2 時 2 分

2 閉会日時

平成 31 年 3 月 25 日（月）午後 3 時 20 分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5 階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 石 澤 千 鶴 子
- (4) 委 員 斎 藤 誠 子
- (5) 委 員 池 田 享 誉

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 理事教育次長事務取扱 佐々木 淳
- (3) 浪岡教育事務所長 山 内 秀 範
- (4) 参事総務課長事務取扱 奥 崎 文 昭
- (5) 参事文化財課長事務取扱 葛 西 俊 一
- (6) 参事学校給食課長事務取扱 佐々木 祐 子
- (7) 文化学習活動推進課長 奥 崎 和 彦
- (8) 中央市民センター館長 渡 邊 薫
- (9) 市 民 図 書 館 長 伊 藤 慶 尚
- (10) 学 務 課 長 作 間 和 博
- (11) 指 導 課 長 須 藤 隆 文
- (12) 浪岡教育事務所教育課長 兼 平 慶 治

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第 9 号 青森市学校運営協議会規則の制定について (文化学習活動推進課)
- 議案第 10 号 青森市浪岡細野溪流魚増殖実習場設置条例施行規則を廃止する規則  
の制定について (浪岡教育事務所教育課)
- 議案第 11 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正  
する規則の制定について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 12 号 青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について (文化学習活動推進課)
- 議案第 13 号 青森市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
(文化学習活動推進課)
- 議案第 14 号 青森市文化交流ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

- 議案第 15 号 青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化学習活動推進課)  
(中央市民センター)
- 議案第 16 号 青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (文化財課)
- 議案第 17 号 青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について (学務課)
- 議案第 18 号 通学区域再編について (学務課)
- 議案第 19 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 20 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 21 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (教育委員会事務局総務課)

## (2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
- ②第三セクターの経営評価等について (文化学習活動推進課)
- ③運動部活動の方針策定と当該方針に基づいた今後のスポーツ活動のあり方について (指導課)

## 7 会議録署名委員

- (1) 池田 享 誉
- (2) 佐藤 克 則

## 8 会議の概要

午後 2 時 2 分に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 9 号から議案第 21 号までの計 13 件について審議し、各議案について、いずれも全員異議なく原案のとおり決定及び承認した。

次に、3 件の事案を報告し、閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議事項は 13 件となっております。

初めに、議案第 9 号「青森市学校運営協議会規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

#### ○教育部長

議案第 9 号「青森市学校運営協議会規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 の規定に基づき、学校運営協議会を導入することを目的に必要な事項を定めるため、制定するものであります。

初めに、本規則の制定についての説明に先立ち、学校運営協議会制度の導入について御説明申し上げます。

配付資料 1 をごらんください。

学校運営協議会制度は、教育委員会から委嘱された保護者や地域住民などが、一定の権

限と責任を持って学校運営に参画することで目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの豊かな学びと育ちの環境づくり、地域とともにある次世代の学校づくりを目指すものであります。

なお、学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールとしております。

実施校につきましては、東中学校、浦町中学校、三内中学校及び浪岡中学校の4中学校区であり、その対象校は、中学校4校、小学校15校の計19校となっております。

また、導入時期は、平成31年4月1日としております。

本市の学校運営協議会制度の概要についてであります。その主な機能といたしましては、1つに、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、2つに、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べること、3つに、教職員の任用に関する意見を教育委員会に述べることとなっております。

学校運営協議会委員の身分等につきましては、非常勤特別職の地方公務員であり、任期は1年で再任を妨げないこととし、1校当たり7名以内、報酬は年額3000円としております。

また、中学校区内の複数校や地域との連絡調整等事務局的な役割を担うCSディレクターを各中学校区に1名配置し、協議会の効率的・効果的な運営や教員に係る運営事務の負担の軽減を図ります。

次に、学校運営協議会制度の導入について関連する本市のコミュニティ・スクールの特色等について御説明いたします。

配付資料2「コミュニティ・スクール《地域とともにある次世代の学校づくり》」をごらんください。

本市のコミュニティ・スクールの特色といたしましては、既存組織である学校評議員や学校施設開放運営委員会、児童生徒健全育成会議及び学校保健委員会を整理し、学校運営協議会に一体化することで、教職員の負担軽減につなげることで、また、複数校にまたがって中学校区で学校運営協議会を設置することで、9年間を見通した系統的な教育課程及び学校運営をすることが可能となり、地域と一体となった学校づくりが一層促進されるほか、中学校区全体で学校と地域の協働・協議の推進が図られるとともに、学校支援地域本部事業との連携・協働により、学校と地域が一体となった多様な取り組みが期待できます。

また、コミュニティ・スクール設置のメリットといたしましては、1つには、保護者・地域住民等が教育の当事者となることで、責任感を持ち積極的に子どもへの教育に携わることができるようになること。また、保護者・地域住民等と学校が、顔が見える関係となることにより、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現し、学校課題の解決が図られます。2つには、保護者・地域住民等が学校運営や教育活動に参画することで、学校を中心とした地域の活性化が図られるほか、大規模災害時の緊急対応等に、学校と地域が一体となって取り組むことが期待できるメリットがあるなど、地域課題の解決も期待できます。

今後の取り組みといたしましては、3月には、保護者、地域住民への周知、4月には、制度導入校への学校運営協議会設置通知書の交付、並びに学校運営協議会委員及びCSディレクターへの委嘱状の交付を経て、4中学校区においてそれぞれ第1回学校運営協議会を開催し、会長の選任及び学校経営方針等を承認する予定です。

以上が、本規則で必要な事項を定めようとする学校運営協議会制度の導入についての説明となります。

それでは、本規則の制定内容について御説明いたします。

本規則の主な制定内容をまとめた附属資料1、新旧対照表の附属資料2を、議案とあわ

せてごらんください。

第1条の趣旨、第2条の目的は、先ほど、制度の概要において御説明した内容となっております。

第3条は、学校運営協議会——以下、協議会と呼びますが、協議会の設置について規定しており、教育委員会は、学校ごとに協議会を置くよう努めるものとし、ただし、小中一貫教育や、教育委員会が2つ以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2つ以上の学校について1つの協議会を置くことができることを規定しております。

第4条は、協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校——以下、これを対象学校と呼びますが、対象学校の校長は、教育課程の編成、学校経営計画及び組織編成等について、毎年度基本的な方針を策定し、協議会の承認を得ることを規定しております。

第5条は、協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会または校長に対して意見を述べるができること、また、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を経由し、青森県教育委員会に対して意見を述べるができることを規定しております。

第6条は、協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うことを規定しております。

第7条は、協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう、また、情報の積極的な提供に努めなければならないことを規定しております。

第8条から第12条までは、協議会の委員に関することとしており、第8条は、教育委員会が委嘱及び任命する対象となる委員、委員数、委員の身分等について、第9条は、委員の守秘義務について、第10条は、委員の任期について、第11条は、委員の報酬について、また、第12条は、協議会の会長の選出、及び会長、副会長の役割について、それぞれ規定しております。

第13条及び第14条は、協議会の会議に関することを規定しております。

第15条及び第16条は、協議会の適正な運営を確保するために必要な教育委員会の措置について規定しており、第17条は、本規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めることを規定しております。

なお、施行期日につきましては、本年4月1日を予定しております。

また、本規則の制定に伴い、関連する規則について改正を行う必要がありますことから、附則において、「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」及び「青森市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」について、所要の改正を行うこととしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

#### ○池田委員

実施校として、4中学校区ということで4つ挙げられておりますけれども、この4中学校区を選択した理由について教えていただきたいと思っております。

#### ○教育部長

4中学校区を選択した理由についてであります。この4地区は、浪岡地区に1つ、旧

青森市地区に3つということで、東部、西部及び中央部というように4つ配置されておりますが、この4つの実施校は、地域と連携した教育活動が非常に強く行われており、浪岡中学校区におきましては、既に協議会のような形で、7校でこの地区の教育活動について協議しておりますし、例えば、子どもたちを勇気づけるということで映画を見せようとかということで、そのための費用を地域で集めたりしながら、一生懸命に地域の子どもたちを自分たちで勇気づけ、育てようとしているというような実績があります。

また、三内中学校区につきましても、健全育成会議という組織が地域の子どもたちの安全・安心というようなものを考えて、強力に学校を支援しておりますし、その際、本市の学校支援本部事業において、多くの学校支援ボランティアが学校の支援に当たっております。

それから、浦町中学校区につきましても同様に、学校支援本部事業において、学校への支援が特に、市内でも有数の規模で支援に当たっておりますし、東中学校区につきましても、地域を挙げて防災教育に取り組んでいるというようなことで、その顕著なことが認められて神戸で表彰を受けたりした実績もあります。

そういったことから、これらの4校を選定し、モデル校としていきたいと考えております。

#### ○池田委員

青森市の学校や地域にとって非常に重要な新たな取り組みだと思いますので、うまく機能するように取り組んでいただきたいと思います。

#### ○成田教育長

そのほか御意見等ありませんか。

#### ○佐藤委員

既にどこの学校でも地域の皆さんの協力を得ながら、いわゆる地域住民の参加のもとに学校経営がなされているものと思います。

この学校運営協議会制度は、それを一層深めると、また、幅を広げるという意味で捉えてよろしいですか。

#### ○教育部長

そのとおりでございます。

#### ○佐藤委員

以前、成田教育長が、学校課題と地域課題が一致するものがあるはずだとお話ししておりましたが、そこら辺を少しお話ししていただいてよろしいですか。

#### ○成田教育長

以前、校長先生が集まる会議の中でお話しさせていただきましたけれども、学校課題というのが単独で存在するというよりも、それがまた地域の課題と密接に結びついているものであって、学校は地域課題を解決する立場に直接的にはないわけですが、学校課題を解決していくことが、地域の課題の解決にもつながる一助になるのだろうというようなことをお話しさせていただいたことがあります。

#### ○佐藤委員

まさにそういうことだと思います。

やはり、地域には地域の課題があり、学校には学校の課題がありますけれども、それらは大きい目で見ると、結構な部分で重なっていて、例えば、挨拶などはそのいい例だと思いますし、また、ごみの分別であるとか、防災であるとか、非常に共通項があると思います。

このコミュニティ・スクールの取り組みを通して、それらのものを改めて洗い出しをす

るなり、また、新たな取り組みを協議するなりして、よい地域、よい学校をつくってほしいと思います。

**○成田教育長**

そのほか、委員の皆様から御意見等ありませんか。

**○石澤委員**

今回のこの学校運営協議会制度を導入する4中学校区に関しては、実績もある地区なので問題ないと思うんですが、4月1日から導入するに当たっての状況として準備期間がとても短いようにも感じるんですけども、現在、各地区において問題はないのか。また、進んでいることなど具体的にありましたら、教えていただきたいと思います。

**○教育部長**

各学校運営協議会の委員が7名になっておりますけれども、現在、4つの中学校区の19校の学校から、その名簿が教育委員会のほうに上がってきておりますし、CSディレクターについてもほぼ決まりかけているという状況にありますので、4月1日に、学校運営協議会委員あるいはCSディレクターに委嘱をして、スタートさせていきたいと思っております。

さまざまな準備がありますけれども、初めてやることですので、委員の皆さんや学校と一緒に話しながら、また、合意を得ながら一步一步前進して、より強固な次世代の学校づくりを進めていきたいと考えております。そのような意味では、準備がまだ整っていない部分もありますが、一つずつ進んでいきたいという部分もありますので、教育委員会としても、よい学校づくりにしていくために支援してまいりたいと考えております。

**○石澤委員**

これが成功すると、とてもいいコミュニティ・スクールになっていくと思いますので、大変期待しております。

**○成田教育長**

そのほか、委員の皆様から御発言ありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第9号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第9号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第10号「青森市浪岡細野溪流魚増殖実習場設置条例施行規則を廃止する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第10号「青森市浪岡細野溪流魚増殖実習場設置条例施行規則を廃止する規則の制定について」御説明申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

本規則につきましては、青森市浪岡細野溪流魚増殖実習場設置条例の施行について必要な事項を定めるものとして、平成17年に制定したものであります。

規則の廃止理由につきましては、昨年5月14日に開催されました平成30年第5回教育委員会定例会におきまして、青森市浪岡細野溪流魚増殖実習場設置条例を廃止する条例の制定についての審議を経て、平成30年第3回市議会定例会において可決され、同条例を

平成 31 年 4 月 1 日に廃止することとして、平成 30 年 9 月 27 日に公布されたところであり  
ます。

このことから、条例の廃止に伴い、本規則を廃止しようとするものであります。

施行期日につきましては、廃止条例の施行期日と同じく、平成 31 年 4 月 1 日としてお  
ります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願  
いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 10 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 10 号については原案のとおり決定することといた  
します。

次に、議案第 11 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改  
正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 11 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する  
規則の制定について」御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1、新旧対照表の附属資料 2 を、議案  
とあわせてごらんください。

本規則は、学校保健安全法の規定に基づき、青森市立学校の学校医等の設置、報酬、職  
務、その他必要な事項について、合併前の旧青森市及び旧浪岡町の制度を統一し、学務課  
の分掌事務に統合することに伴い、浪岡教育事務所教育課の分掌事務を見直すこと、並び  
に市民図書館の開館時間について、「午前 10 時から午後 9 時まで」を「午前 9 時から午後  
8 時まで」に改めることに伴い、市民図書館に勤務する職員の勤務の区分及び時間を変更  
するため、提案するものです。

改正内容につきましては、1 つには、本規則別表第 2 の浪岡教育事務所教育課の分掌事  
務中第 12 号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事項」を削り、以下の分掌事  
務を 1 号ずつ繰り上げるもの、2 つには、本規則別表第 3 の市民図書館に勤務する職員に  
ついて、勤務の区分のうち第三勤務の時間を「午前十一時四十五分から午後八時十五分ま  
で」に改め、第四勤務の区分を削るものとなっております。

なお、施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願  
いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 11 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 11 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 12 号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

#### ○教育部長

議案第 12 号「青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則は、小中一貫教育の実施に伴い、新たに統括校長及び副統括校長の設置等の所要の改正をするため、提案するものです。

初めに、本規則の改正についての説明に先立ち、小中一貫教育実施の概要について御説明申し上げます。

配付資料 1 をごらんください。

教育委員会では、平成 29 年度から三内中学校区において、青森市小中一貫カリキュラム開発普及事業に取り組んできました。その結果、子どもたちの意欲的な学習態度の育成に効果的であることや、中学校進学に対する不安の軽減に成果が見られたことなどから、青森市の次世代をつくる子どもの育成をさらに推進していくため、小中一貫教育を実施することとしました。

実施校につきましては、三内中学校区の三内中学校、三内西小学校及び三内小学校としております。

また、導入時期につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としております。

次に、小中一貫教育を実施するための規則改正等についてであります。本市におきましては、小中一貫教育を実施するために、青森市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を改正し、小中一貫教育の実施に関する規定を設け、一貫教育を行う学校間の調整役を担う統括校長及び副統括校長を指名すること、また、小・中学校 3 校の全教職員を、小学校と中学校を兼務する教職員として配置することや、教育内容や指導計画などの基本的方針を承認する学校運営協議会を設置することとしております。

次に、次年度から実施する三内中学校区の小中一貫教育の主な内容について御説明いたします。

配付資料 2 をごらんください。

まず、左側に示しておりますが、小・中学校の 9 年間で 4・3・2 制に分け、「学び方の習得」、「学び方の活用」、「学び方の応用・発展」の段階的な学び方を通して、問題を解決する能力を高める学習システムを実施することとしており、特に「学び方の活用」におきましては、教科担任制の効果的な活用を図ります。

次に、中央に示しておりますが、子どもたちに社会参画意識や地域に貢献していく態度と実践力を育成するための郷土学習を実施します。

次に、右側に示しておりますが、合同部活動や生徒会・委員会活動の交流を通し、他者と協働する力を高め、子どもの可能性を広げる 9 年間の小・中学生の異年齢交流を充実させます。

また、このような取り組みのほか、下の欄に示しておりますが、コミュニティ・スクールを導入し、地域と一体となった教育環境を構築することとしております。

今後の取り組みといたしましては、年度内に、地域の町会長や P T A 代表等で構成している小中一貫教育推進会で小中一貫教育の実施について説明をするとともに、3 校の全教職員で、一貫教育による教育活動の内容について共通理解を図るための研修会を実施することとしております。

また、年度始めに、PTA総会や学校運営協議会等で小中一貫教育の実施を周知することとしております。

それでは、改正内容について御説明いたします。

本規則の改正概要をまとめた附属資料1、新旧対照表の附属資料2を、議案とあわせてごらんください。

小中一貫教育を実施するに当たり、本規則に、「第十章 小中一貫教育」として新たに章を加え、第42条では、教育委員会が別に定める中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校——以下、小中一貫校と呼びますが、小中一貫校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すこと、また、小中一貫校の校長が教育課程を編成するに当たり、あらかじめ協議することについて規定するものであります。

また、第43条では、小中一貫校に統括校長を置くこと、及び統括校長の選出方法や役割に関すること、第44条では、小中一貫校に副統括校長を置くこと、及び副統括校長の選出方法や役割に関することについて、それぞれ規定するものであります。

施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

#### ○斎藤委員

質問が2つあります。

まず1つは、副統括校長の人数は2人ですか。

#### ○教育部長

副統括校長の人数は1人です。

#### ○斎藤委員

中学校1校に、小学校2校の学区として考えた場合は、それを全体に1つと見て、統括校長が1人、副統括校長が2人、あるいは1人になるのか。今までの小・中学校の運営と違ってイメージが湧かないんですが、例えば、副統括校長が2人なのであればイメージとして沸くのですが、1人となった場合、どうしても副統括校長が配属された学校がより近くなって、もう1つの学校は情報が少し遠のくのではないかという懸念があるんですが、その辺はどうですか。

#### ○教育部長

今、実施する3校で、統括校長は1人、副統括校長は1人となっておりますが、その理由といたしましては、連絡・調整あるいは協議した中で、一定の決断を下す必要性があり、そのような意味では、きちんと決断をしていく者が2人であっては、なかなか決断するのが難しくなるだろうというようなこともありますので、統括校長が1人、副統括校長が1人としております。

ただし、それは最終的な決断をするという意味での選択であり、情報が遠のいたりするようなことがないように、校長会や研修会、あるいは運営協議会等でもきちんと協議に参加して情報共有するということになりますので、委員から御指摘のあった心配はないように取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○斎藤委員

もう1つの質問ですけれども、小中一貫教育の実施が4月1日からになっているんですが、移行期間ということではなく実施となると、もう既に次年度の年間カリキュラムが大まかに編成されている状況だと思いますが、小中一貫教育に向けた新しい取り組みの計画が

各教科ごとにできている段階という認識でよろしいですか。

**○教育部長**

準備の話でありますけれども、昨年度から、これら3校については、青森市小中一貫カリキュラム開発普及事業というものに取り組んできておりますので、おおよその内容につきましては理解していただいているものと思っておりますし、また、今回4月からスタートするに当たっては、準備委員会のようなものを三度ほど既に開催しており、委員から御質問のありました教科に係ることについても、教科担任制を初め、その他については、教務主任を中心に部会の中で情報交換をしながら決めております。

また、学務課長から各学校に対し、そういった懸念を払拭することができるようにということで学校を訪問し、話し合いをしております。もちろん、どんな先生が来るかということによっても、校長がさまざま配置等を考えると思っておりますので、まだその最終決定がなされていない学校も、もしかするとあるかもしれませんが、やるべきことについては細かく取り組んできておりますので、まだ不安があるようであれば、また各学校に出向いて相談に応じたいと考えております。

**○斎藤委員**

ここの学区は応援隊があつて、地域との連携がとてもすばらしい学区であるので、地域の人たちの力をいっぱい借りて、いろいろな民間団体と協力して、モデルになるような学校になることをとても楽しみにしております。

**○成田教育長**

そのほか、委員の皆様から御質問ありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第12号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第12号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第13号「青森市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第14号「青森市文化交流ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の両案については、関連がありますので、一括議題といたします。

なお、議決については、各議案ごとに1件ずつ行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第13号「青森市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第14号「青森市文化交流ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、関連がありますので、まとめて御説明申し上げます。

それでは、両規則の改正概要をまとめた附属資料1、新旧対照表の附属資料2を、議案とあわせてごらんください。

両規則は、本年10月1日に、消費税及び地方消費税の税率が現在の8%から10%に改定されることに伴い、教育委員会で所管しております公の施設の施設使用料の額について、関係条例の一部を改正することとしておりますが、当該施設の附属設備及び備品類等の使用料について規定している関係規則につきましても、あわせて改正するものであります。

改正内容につきましては、現在の使用料の額を108で除し、110を乗じて得た額の10円未満を切り上げた額を増税分反映後の使用料として改定するものであり、青森市文化会

館及び青森市文化交流ホールの附属設備及び備品類等の使用料につきましては、それぞれ別表に記載しております。

なお、施行期日につきましては、平成 31 年 10 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それではまず、議案第 13 号について議決を行います。

議案第 13 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 13 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 14 号について議決を行います。

議案第 14 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 14 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 15 号「青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 15 号「青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1、新旧対照表の附属資料 2 を、議案とあわせてごらんください。

本規則は、西部市民センターのトレーニングルームの使用に当たり、70 歳以上の使用者の使用料を免除しているものを、免除及び減免することができることとするため、提案するものです。

改正の内容につきましては、関連する条例・規則の改正に伴い、改正後の条例・規則の条項にずれが生じることにより、当該部分を引用している本規則においても改正を要するものであります。

1 つには、青森市市民センター条例の一部改正に伴い、使用料の減免の申請について規定している第 5 条中「第三項及び第四項」を「第三項から第五項まで」に改めるもの、また、使用料の還付について規定している第 6 条中「第五項ただし書」を「第六項ただし書」に改めるものです。

2 つには、保健部所管の青森市健康増進センター条例施行規則の一部改正に伴い、使用許可書等の交付及び提示義務について規定している第 8 条第 2 項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改めるものです。

施行期日につきましては、青森市健康増進センター条例施行規則の一部改正に伴う改正規定については、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、青森市市民センター条例の一部改正に伴う改正規定については、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 15 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 15 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 16 号「青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 16 号「青森市森林博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

それでは、本規則の改正概要をまとめた附属資料 1、新旧対照表の附属資料 2 を、議案とあわせてごらんください。

本規則は、青森市森林博物館の利便性の向上を図るとともに、行政手続における利用者負担の軽減を図るなど、所要の改正を行うため、提案するものです。

改正内容につきましては、1 つには、青森市森林博物館の利便性の向上を図るため、本規則第 2 条で規定する開館時間について、これまで 1 年を通し、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとしていたものを、利用実態に合わせ、4 月 1 日から 10 月 31 日までは、午前 9 時から午後 5 時まで、また、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までは、午前 9 時から午後 4 時 30 分までに変更するものです。

2 つには、行政手続における利用者負担の軽減及び利便性の向上を図るため、様式第 1 号「青森市森林博物館観覧料、使用料減免申請書」及び様式第 3 号「青森市森林博物館破損等届」について、氏名欄の「㊤」を削除するものです。

3 つには、規則中の様式の統一を図るため、様式第 2 号「青森市森林博物館使用料還付申請書」について、日付欄・使用許可年月日欄・使用日時欄の「平成」を削除するものです。

なお、施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

**○斎藤委員**

森林博物館に関しては、青森市の観光ガイドに掲載されておりますので、ぜひ経済部のほうに御連絡していただいて、観光ガイドに掲載されている開館時間も変更していただけるようお願いいたします。

**○教育部長**

確実に行ってまいりたいと考えております。

**○成田教育長**

そのほか御意見等はありませんか。

○佐藤委員

この「平成」を取ったということは、西暦でも、元号でもどちらを書いてもいいというようにするということですか。

○参事文化財課長事務取扱

これまでの倣いによりますと、基本的には元号表記になろうかと思えます。

これから元号が変わることになりますけれども、この「平成」を削ることによりまして、元号が変わっても、それにも対応できるようにするということでもあります。

○成田教育長

そのほか御意見等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 16 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 16 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 17 号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 17 号「青森市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」御説明申し上げます。

それでは、本規程の改正概要をまとめた附属資料 1、別記様式の改正内容を示した附属資料 2 を、議案とあわせてごらんください。

本規程は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が平成 29 年 6 月に公布され、その施行期日を定める政令に基づき、当該特例法の施行期日が平成 31 年 4 月 30 日とされたことにより、その翌日から元号法に基づき「平成」の元号が改められることに伴い、所要の改正を行うため、提案するものです。

改正内容につきましては、本規程の様式中、現元号表記であります「平成」を削るものです。

なお、施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 17 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 17 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 18 号「通学区域再編について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 18 号「通学区域再編について」御説明申し上げます。

附属資料1をごらんください。

これまで教育委員会では、通学区域再編について、平成20年4月に策定いたしました「通学区域再編による教育環境の充実に関する基本計画」に基づき、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら進めてまいりました。

西田沢小学校・奥内小学校・後潟小学校につきましては、複式学級の発生に伴い、平成26年度から奥内小学校、平成28年度から後潟小学校、平成29年度から西田沢小学校と教育環境に係る話し合いを開始し、これまで個別・合同での話し合いを継続してきたところでもあります。

この話し合いの中で、3校のPTAでは、子どもたちの学習活動においてさまざまな制約が生じている現状を解消するために、3校の通学区域がどうあるべきか検討し、3校の通学区域再編の方向性を取りまとめました。

その内容といたしましては、1つには、統合する学校は、西田沢小学校・奥内小学校・後潟小学校であること、2つには、統合の時期は2020年4月であること、3つには、使用する学校施設は、奥内小学校であるというものであります。

この方向性について、地域の皆様から御意見等をいただくために、各小学校区内の全住民を対象とした地域説明会を学区ごとに二度開催し、その中で、子どもたちのことを第一に考え、保護者の意向に沿うべきとの意見が出され、2月17日の地域説明会において、PTAが取りまとめた3校の通学区域再編の方向性について、地域としても同意していただいたところであります。

これを受けて、平成31年3月21日に、3校のPTA会長及び学区内の町会長の連名による3校統合を希望する旨の要望書が教育長に提出されたところであります。

附属資料2をごらんください。

このような状況を踏まえ、事務局といたしまして、3校のPTAが取りまとめた通学区域再編の方向性と、これまでの話し合いの中でいただいた御意見等に基づき、西田沢小学校、奥内小学校及び後潟小学校の通学区域再編案を作成いたしました。

この内容につきましては、再編の手法や時期、使用する学校施設などの再編案と、再編に伴う環境変化への支援を盛り込んだ再編に伴う支援策等が基本的な内容となっております。

まず、再編案につきましては、再編の手法は、西田沢小学校・奥内小学校・後潟小学校の3校の統合、再編の時期は2020年4月、使用する学校施設は奥内小学校、再編後の学校規模は143人、6学級としております。

次に、再編に伴う支援策等につきましては、今後、3校のPTA等からなる統合準備委員会を組織し、スクールバスの運行などの通学支援、放課後の子どもの居場所の確保、子どもや保護者の不安を解消するための事前交流や再編後の教育相談体制などについて、実施内容の詳細の検討を進めることとしております。

附属資料1にお戻りください。

今後の予定といたしましては、本日の定例会において本議案について御議決いただければ、統合方針の決定について議会に報告し、市議会定例会において3校の統合に係る条例改正案を提出する予定としております。

事務局といたしましては、複式学級の解消による多様な学びの機会を確保することにより、生きる力を育む教育環境のさらなる充実を図るべく、保護者や地域の皆様と話し合いを重ね、御理解をいただきながら西田沢小学校、奥内小学校及び後潟小学校の統合に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 18 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 18 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 19 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 19 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

平成 31 年 4 月 1 日付の人事異動についてであります。

附属資料をごらんください。

まず、人事異動の発令日ではありますが、平成 31 年 4 月 1 日付を予定しております。

また、異動内容につきましては、定年退職後、市長部局において再任用フルタイム職員として引き続き勤務させようとする職員を含む転出者が 36 人、転入者が 36 人、市内小・中学校への転出が 5 人、市内小・中学校からの転入が 5 人、教育委員会での定年退職者が 3 人、定年退職後に教育委員会で再任用フルタイムとして勤務する職員が 2 人、教育委員会内の異動者が 27 人となっております。

また、昇任者数は、主幹級が 3 人となっております。

なお、組織の変更点につきましては、今年度はありませんでした。

これらの結果、平成 31 年 4 月 1 日の職員数は、昨年 4 月 1 日と比較すると、2 人減の 264 人となり、増減の内訳といたしましては、文化学習活動推進課及び文化財課にそれぞれ欠員が生じたことにより、職員数が 2 人減となったものであります。

本事案につきましては、内示日ぎりぎりまで調整を要するなど、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 19 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 19 号については原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第 20 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお

願います。

**○教育部長**

議案第 20 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

平成 31 年度一般会計当初予算（一般会計補正予算）についてであります。

附属資料「平成 31 年度一般会計当初予算（一般会計補正予算）の概要」をごらんください。

当該補正予算は、国の平成 30 年度第 2 次補正予算に係る学校施設環境改善交付金の内定に伴い、これを議案第 21 号で御説明いたします「平成 30 年度一般会計補正予算（3 月補正その 3）」に計上するため、当該事業費を減額するものであります。

歳出の内容につきましては、小学校及び中学校大規模改修事業、小柳小学校校舎改築事業、西中学校校舎改築事業に要する経費をそれぞれ減額するものであります。

歳入につきましては、歳出補正に連動した減額を行うものであります。

その結果、歳出につきましては、補正前予算額 102 億 2572 万 8000 円に対し、18 億 8501 万 7000 円の減額補正となり、補正後予算額 83 億 4071 万 1000 円となるものであります。

歳入につきましては、補正前予算額 40 億 1038 万 2000 円に対し、16 億 5450 万 6000 円の減額補正となり、補正後予算額 23 億 5587 万 6000 円となるものであります。

当該議案につきましては、議会中における追加提案となり、これを緊急に処理する必要が生じ、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 20 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 20 号については原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第 21 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いいたします。

**○教育部長**

議案第 21 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

平成 30 年度一般会計補正予算（3 月補正その 3）についてであります。

附属資料「平成 30 年度一般会計補正予算（3 月補正その 3）の概要」をごらんください。

当該補正予算は、国の平成 30 年度第 2 次補正予算に係る学校施設環境改善交付金の内定に伴い、平成 31 年度予算を前倒しする事業として、先ほど、議案第 20 号で御説明申し上げましたが、小学校及び中学校大規模改修事業、小柳小学校校舎改築事業、西中学校校舎改築事業に要する経費を措置したものであります。

その結果、歳出につきましては、補正前予算額 88 億 9227 万 8000 円に対し、18 億 8501 万 7000 円の増額補正となり、補正後予算額 107 億 7729 万 5000 円となるものであります。

歳入につきましては、補正前予算額 24 億 3926 万円に対し、18 億 8454 万 7000 円の増額補正となり、補正後予算額 43 億 2380 万 7000 円となるものであります。

当該議案につきましては、議会中における追加提案となり、これを緊急に処理する必要が生じ、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第 2 項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 21 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 21 号については原案のとおり承認することといたします。

**(2) 報告**

**○成田教育長**

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 3 件となっております。

初めに、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

**○総務課長**

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（平成 31 年 2 月 1 日～2 月 28 日）」をごらんください。

小学校の寄附採納につきましては、戸山西小学校 P T A 様から加湿機、造道小学校父母と教師の会様からストーブ、浦町小学校平成 30 年度卒業生父母一同様からブルーレイディスクプレーヤーほか、小柳小学校教育後援会様からインクジェットプリンタ、野内小学校父母と教師の会様から電気錠システム一式、泉川小学校平成 30 年度卒業生一同様から折り畳みテーブル用台車ほか、平成 30 年度三内小学校卒業生一同様からワイヤレスアンブほか、千刈小学校平成 30 年度卒業生保護者様から折り畳み椅子の寄贈申し出がありました。

また、中学校の寄附採納につきましては、佃中学校平成 30 年度卒業生一同様から折り畳み椅子、浪打中学校平成 30 年度卒業生一同様からプロジェクターほか、油川中学校平成 30 年度卒業生一同様からビックファン、南中学校創立 50 周年記念事業実行委員会様から演台、古川中学校平成 30 年度卒業生一同様から連結展示板の寄贈申し出があり、受領いたしました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

## ○成田教育長

次に、報告2「第三セクターの経営評価等について」事務局から説明をお願いします。

## ○文化学習活動推進課長

一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社の経営評価等の概要について御報告いたします。

市では、平成22年10月に策定した「青森市第三セクターに関する基本方針」において、第三セクターの経営状況及び経営評価の結果を、毎年度定期的に議会に対して報告することとしております。

資料1「経営状況基本情報シート」をごらんください。

1ページの「法人の概要」につきましては、記載のとおりであります。

2ページをごらんください。

「組織等の状況」につきましては、このページから4ページまでに記載のとおりとなっております。

5ページをごらんください。

「マネジメントの状況」につきましては、このページから7ページまでに記載のとおりとなっております。

次に、「財務の状況」について御説明いたします。

8ページをごらんください。

「①経営成績の概要」につきましては、平成29年度の経常収益が3億7600万4000円、経常費用が3億7687万4000円であり、結果、表下段の太枠で囲んでいる当期一般正味財産増減額、いわゆる当期損益は、63万8000円の損失を計上しております。

次に、9ページをごらんください。

「③財政状態の概要」につきましては、表下段の正味財産の部のうち一般正味財産、いわゆる累積損益は、前年度と比較し63万8000円減の9495万5000円を計上しております。

10ページの「本市の財政的関与等の状況」につきましては、記載のとおりとなっております。

以上が、経営状況基本情報シートの主な内容となっております。

続きまして、経営評価の結果について御報告いたします。

評価結果につきまして、第一次評価及び第二次評価の結果は、資料2「経営評価シート」にまとめております。

また、平成20年3月策定の第三セクターの経営評価指針において、外部の有識者により組織される青森市第三セクター経営評価委員会が、基本的に3年に1回のサイクルで第三次評価を実施することとしておりますが、本年度が対象年度となっております。

その評価結果は、資料3「平成30年度 青森市第三セクター経営評価シート（第三次評価）」にまとめております。

これらの評価結果と今後の第三セクターの対応及び市の対応については資料4にまとめておりますので、こちらで御説明いたします。

資料4「経営評価を踏まえた対応について」をごらんください。

「H30年度 経営評価（2次・3次評価）」の評価結果の欄にある評価の理由についてですが、評価項目「財務の健全性」については、収益性の高い公演の実施などに努めたものの、市の予算編成方針に基づく補助金削減の影響などによって、当期損益で損失を計上したこと、また、評価項目「自立性」についても、当期損益で損失を計上し、自主財源の確保などの財務体制の強化が引き続き求められることから、それぞれ「改善の余地あり」と評価しております。

青森市第三セクター経営評価委員会による意見等につきまして、総括的な所見としては、「公の施設の管理が主たる業務であり、収入の大半を占める指定管理業務の受託環境が厳しくなっていることから、財務の健全性や自立性を高めるため、より収益性の高い自主事業の実施に加え、組織体制の見直しなど、より一層の効果的・効率的な事業運営体制の構築を検討すべきと考える」といったような意見があったところです。

これらの評価結果への対応として、当該法人では、平成30年度については、収益性の高い公演事業を確保するなど経営戦略プランに基づいた計画の進捗を図っており、平成31年度以降についても、イベントなどを定期的に訪問し情報交換を図るなど、引き続き収益性の高い公演事業の確保に取り組んでいくこととしております。

市の対応といたしましては、今年度2月に策定した「青森市行財政改革プラン（2019～2023）」において、第三セクター等の経営健全化に向けた方策にも示しているところですが、当該法人は当期損失を計上していること、また、2022年度に満了する指定管理業務の更新を見据え、財務基盤の強化と、効果的・効率的な事業運営体制の構築を図るため、一般財団法人青森市観光レクリエーション振興財団との統合に向けて手続を進めてまいります。

以上でございます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

次に、報告3「運動部活動の方針策定と当該方針に基づいた今後のスポーツ活動のあり方について」事務局から説明をお願いします。

#### ○指導課長

運動部活動の方針策定と当該方針に基づいた今後のスポーツ活動のあり方について御報告いたします。

配付資料をごらんください。

初めに、運動部活動の方針について御説明いたします。

平成30年12月、青森県教育委員会より運動部活動の指針が示されました。本市におきましては、青森市学校多忙化解消委員会の部活動部会で、県の指針をもとに協議を重ね、本市の実態を踏まえ運動部活動の方針を策定し、各学校へ通知することといたします。項目につきましては、以下のとおりとなっております。

(1)の運動部活動の方針策定の趣旨につきましては、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となり、望ましい運動部活動の実現を図ることとしております。

(2)の適切な運営のための体制整備につきましては、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定いたします。また、運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成し、校長は、活動方針とともに学校ホームページや学校だより等で公表いたします。

(3)の合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取り組みにつきましては、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底いたします。

(4)の適切な休養日の設定につきましては、学期中は、週当たり2日以上——平日1日、土日1日以上以上の休養日を設けること、長期休業中は、学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養——オフシーズンを設けることといたします。また、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度——小学校は2時間程度といたします。

(5)の児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備につきましては、児童の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境づくりを行います。

(6)の学校単位で参加する大会等の見直しにつきましては、週末等に開催されるさまざまな大会・試合に参加することが、児童生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう配慮いたします。

(7)の今後に向けてにつきましては、長期的には、従来の学校単位での活動から複数の学校が合同で活動することや、一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築を目指していきます。

以上のような運動部活動の方針に基づき、各学校においては、子どもたちにとって望ましいスポーツ環境を整備することとなります。

次に、本市のスポーツ活動の現状と今後の取り組みについて御報告いたします。

本市の部活動とクラブ活動の実態といたしましては、学校規模の縮小により、児童の数及び教員数が減少していることから、近隣の学校と合同での活動をせざるを得ない状況の学校もあり、児童のニーズに合った多様な運動部活動ができなくなってきております。

また、部活動以外にも、総合型地域スポーツクラブやサッカーなどのクラブチームに参加する児童がふえてきている状況にあります。

このようなことから、今後は当面、主に小学校において、児童のニーズに応じたスポーツ活動を考える上で、部活動からクラブへの移行が求められることから、保護者、地域が一体となり、児童にとってよりよいスポーツ活動となるよう環境を整えていく必要があると考えております。

なお、移行の日程については図で示しておりますが、今後、学校の部活動がクラブへ移行できるよう検討し、準備を進めていき、準備ができた学校から順次移行を進め、平成32年度以降は、クラブ数をふやしていく予定です。

クラブ移行に際しましては、さまざまな課題等も予想されるため、児童のスポーツ環境を整えることを第一に考え、各学校がスムーズに移行を進められるよう支援してまいります。

報告は以上でございます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

#### ○佐藤委員

何年かかかってようやく形が見えてきたと思います。

ただ1つは、やはり、既に問題としているかもしれませんが、外部のコーチとの関係性であり、どうしても学校の教員だけでは指導できない部分について、いろいろな学校で多くの外部コーチを入れていると思いますけれども、学校の教育方針とコーチの方針が違ったりしていると、少しまずいことがありますので、ぜひ、そこは共有化していただきたいと思います。

もう1つは、運動部について記載していますが、文化部がまた結構な数だと思います。多分、これに準じた方針であると思いますが、そこら辺を少し教えてください。

#### ○指導課長

1つ目の顧問と外部の指導者の方との部活動運営についての共通理解につきましては、非常に大事なことだと思いますので、各学校においては、それを十分に行った上で子どもたちを指導していくよう、教育委員会からも働きかけたいと思います。

2つ目の文化部の活動につきましては、平成30年に、文化庁のほうからガイドラインが出ております。

文化部につきましては、現在のところ、運動部活動の方針のようにまだ方針を策定しておりませんので、運動部活動の方針に準じたものとして、各学校のほうに行っていただくよう働きかけているところであります。

○成田教育長

そのほか、御質問等がありますでしょうか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成31年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 31 年 3 月 25 日開催の平成 31 年第 3 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 31 年 4 月 17 日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 31 年 4 月 17 日

署名委員 池 田 享 誉

署名委員 佐 藤 克 則